

令5福情答申第3号

令和5年6月16日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信 様

(教育委員会職員部労務・給与課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年12月9日付け教労第346号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「教育委員会の定期健康診断診断表(特定高校職員分も含む)令和2年度分」
に係る非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「教育委員会の定期健康診断診断表（特定高校職員分も含む）令和2年度分」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年11月16日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年10月26日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。
- (2) 令和3年11月5日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年11月16日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

名前、日付、受診項目は開示できるはずである。

人間ドックの健康診断個人票もである。

個人票の様式はいただいているが、担当課職員によれば、個人票の様式に記載の検査項目を必ずしも全部受診するものではないとのことだったため、様式だけいただいてもわからない。

健康診断は全員受けるようになっているが、受けない人も多いように思い、自由にすべきと思って調べている。

(2) 反論意見書における主張

私は、健康診断の中身は個人情報だけど、名前、日付、受診項目だけ開示してほしいと申し出たのである。

安衛法第66条第5項で、集団検診がいやなら個別に病院で検査を受けてもいいとなっている。

私は、病院名まで開示して下さいとは求めている。

定期健康診断非開示による不公平感について考えたいのである。

定期健康診断自由制を求める。

健康診断は個人情報より命にかかわる問題だと思う。

2 実施機関の主張

(1) 弁明の趣旨

実施機関の行った処分は正当かつ妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

(2) 理由

審査請求書によれば、審査請求人は「名前、日付、受診項目は開示できるはずである」と主張するほか、自らの公文書公開請求に至った動機を述べるのみで、その主張の具体的な理由は必ずしも明らかでないが、実施機関の公文書非公開決定理由（「職員の定期健康診断の結果は、職員の健康等にかかる個人情報であり、職務遂行に係る情報には当たらない。」「健康診断個人票が公開されることで、健康診断を受診しない職員が増えるなど、健康診断業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」）に異論があるものと思われるため、実施機関は以下のとおり弁明する。

① 定期健康診断について

実施機関は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」とい

う。) 第66条第1項、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第44条第1項及び福岡市教育委員会職員安全衛生規則(昭和52年教育委員会規則第7号)第28条第1項の規定に基づき、職員の健康状態を把握し、疾病を早期に発見するために、外部の専門機関と委託契約を締結して、毎年一回、定期的に健康診断を実施している(以下この健康診断を「定期健康診断」といい、定期健康診断の受託機関を「指定健診機関」という。)

職員が定期健康診断を受診すると、結果として指定健診機関から定期健康診断を受診した職員ごとに「健康診断個人票」の送付を受ける。実施機関は、健康診断個人票の送付を受けたときは、職員個人及び所属長に結果を送付するほか、一部を実施機関として保管しており、当該文書が、本件処分の対象文書である。

なお、審査請求人は、「定期健康診断診断表」の公開を求めているにもかかわらず、審査請求書において「名前、日付、受診項目は開示できるはずである。」「人間ドックの健康診断個人票もである」などと述べ、人間ドックの健康診断個人票にも言及しているため付言すると、人間ドックについては、職員個人が任意にこれを受けて、その結果を証明する書面(定期健康診断と同一の項目が確認できるもの。)を実施機関に提出したときは、定期健康診断の代替として認められる(安衛法第66条第5項)ものであり、実施機関が実施するわけではないし、その結果を記す様式も、実施する医療機関ごとに異なるものであって、定期健康診断の健康診断個人票とも異なる。

② 公文書非公開決定理由について

ア 条例第7条第1号について

(7) 条例第7条第1号本文の個人に関する情報に該当するか

条例第7条第1号に規定される非公開情報とは、「個人に関する情報(中略)であって、特定の個人を識別することができるもの(中略)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とされており、「個人に関する情報」とは、心身の状況、病歴その他一切の個人に関する情報をいうと解されるところ、健康診断個人票には、職員の定期健康

診断における検査結果が具体的に記載されており、これらは、まさに上記の個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第1号本文に該当する。

また、審査請求人は審査請求書において「名前、日付、受診項目は開示できるはずである」と主張しているが、「いつ」「誰が」「どのような医療機関で」「どのような検査項目」について検査を受けたのか、といった情報の全てが「個人に関する情報」に当たると解されることに加え、安衛法第66条第5項の規定によると、職員は、定期健康診断に替えて、任意に指定健診機関以外の医療機関で健康診断を受けることができることとされており、特定の職員が定期健康診断を受けた事実そのものが、健康診断の受診に関するその職員の選択という個人に関する情報を明らかにすることとなるため、その結果を記した健康診断個人票については、名前、日付、受診項目の別にかかわらず、条例第7条第1号本文に該当すると解される。

なお、実施機関は、本件処分を行う際に、審査請求人に対し、定期健康診断に係る健康診断個人票の様式を任意提供しており、同様式には検査項目も記載されている。

(イ) 条例第7条第1号ただし書の除外情報に該当するか

a ただし書ア及びイについて

定期健康診断の健康診断個人票は、職員個人の心身の状況等に関する情報を含む個人に関する情報であって、条例第7条第1号ただし書ア及びイには該当しない。

b ただし書ウについて

公務員の「職務の遂行に係る情報」のうち、「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、条例第7条第1号の個人に関する情報であっても例外的に公開することとされているが、「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が、自らの担当業務を遂行する場合における当該活動に関する情報を指すものであり、

人事管理上の健康情報等は、これに当たらないと解される。

以上のとおり、定期健康診断の健康診断個人票は、条例第7条第1号の個人に関する情報に該当し、ただし書の除外情報にも該当しないため、公開することはできない。

イ 条例第7条第5号について

定期健康診断については、安衛法第66条第1項に「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（中略）を行わなければならない」と、また、同規定を受けた労働安全衛生規則第44条第1項に「事業者は、常時使用する労働者（中略）に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、（中略）医師による健康診断を行わなければならない」と規定されており、定期健康診断の実施は、事業者の義務であり、罰則も規定されている（安衛法第120条）。

安衛法第66条第5項には「労働者は、（中略）事業者が行なう健康診断を受けなければならない」と規定されているものの、実施機関が定期健康診断の健康診断個人票を公開することとなれば、自らの心身の状況等が公になることをおそれ、健康診断を受診しない職員が出てくる可能性も否定できず、本来は、職員全員に実施すべき定期健康診断の受診率が下がり、実施機関の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、定期健康診断の健康診断個人票は、条例第7条第5号の行政運営情報に該当し、公開することはできない。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

(1) 健康診断について

安衛法第66条第1項及び労働安全衛生規則第44条第1項においては、事業者は、労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならない旨が規定されている。

実施機関は、当該規定により、上記健康診断業務を健診機関に委託し、当該

委託を受けた健診機関において、職員に対する定期健康診断を実施していることが認められる。

また、同法第66条第5項においては、労働者が定期健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、定期健康診断を受けなければならないものではない旨が規定されている。

実施機関は、当該規定により、定期健康診断の受診に代わり、他の医療機関での健康診断や人間ドックなど（以下「その他の健康診断」という。）、職員が各自選択した医療機関にて検査を受診した場合には、その検査結果が記載された個人票（以下「その他の健康診断個人票」という。）の提出をもって、定期健康診断の代替として取り扱っていることが認められる。

(2) 本件対象文書の特定の妥当性について

審査請求人は、本件公開請求において、教育委員会及び特定高等学校の定期健康診断診断表の公開を求めており、実施機関は、本件対象文書として、実施機関が保有する教育委員会事務局職員分及び特定高等学校の教職員分の定期健康診断による健康診断結果が記載された個人票（以下「定期健康診断個人票」という。）を特定している。

これに対し、審査請求人は、「人間ドックの健康診断個人票」についても本件対象文書に含めるべきと主張していることから、当審査会としては、まず、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

上記(1)のとおり、実施機関は、安衛法第66条第1項に基づき、職員に対する定期健康診断を実施しているものであって、その他の健康診断については、その他の健康診断個人票の提出をもって定期健康診断の「代替」として取り扱っている。

そうすると、定期健康診断とその他の健康診断は、本来異なるものであるから、「定期健康診断診断表」との本件公開請求に対し、実施機関が定期健康診断個人票を本件対象文書とし、その他の健康診断個人票を本件対象文書に含めなかったことが直ちに不当ということはできない。

したがって、実施機関が定期健康診断個人票を本件対象文書として特定した

ことは妥当であると判断する。

2 本件対象文書の条例第7条第1号該当性について

実施機関は、本件対象文書が条例第7条第1号（以下「第1号」という。）及び同条第5号の非公開情報に当たる旨主張しており、これに対し、審査請求人は、本件対象文書のうち職員の氏名、日付及び検査項目については、第1号の非公開情報に当たらず、公開すべきと主張している。

したがって、当審査会としては、本件対象文書の第1号該当性について検討することとする。

(1) 第1号について

第1号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。

もともと、第1号は、本文に該当するものであっても、第1号ただし書に該当する場合には公開しなければならない旨を規定している。

まず、第1号ただし書アの規定は、個人情報に該当する場合であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非公開情報から除外することを定めるものであるが、このうち、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいい、また、公にすることが予定されている情報とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。

次に、第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 第1号該当性について

① 第1号本文該当性について

当審査会において見分したところ、本件対象文書には、職員の氏名、生年月日、年齢等のほか、定期健康診断の検査結果や受診日など、当該職員個人の健康に関する情報が記載されていることが認められる。

さらに、実施機関によれば、上記1(1)のとおり、健康診断については、定期健康診断のほか、定期健康診断の代替としてのその他の健康診断も認められていることから、本件公開請求における対象者は、このうちの定期健康診断を受診した者となり、その対象者はおよそ500名弱とのことであった。

また、受診日については、実施機関があらかじめ定期健康診断受診予定日として設定した日付のなかで、各職員が業務の都合に応じて日程を選択し受診をしているとのことであった。

そうすると、本件対象文書のうち、検査結果やそれに基づく医師の所見、本人が申告した病歴等の健康診断の結果については、当該職員個人の氏名、生年月日等の情報とあいまって、一体として当該個人の健康に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、第1号本文に該当すると認められる。

一方で、本件対象文書からは、いつ受診したかという受診日の情報やどのような手段によって健康診断を受診したかという健康診断の受診方法に関する情報（以下「受診日等の情報」という。）も明らかになるところ、本件公開請求では、対象者の人数はおよそ500名弱であることから、受診日等の情報から、特定の個人が識別できるということとはできない。

したがって、本件対象文書のうち、健康診断の結果については、第1号本文の非公開情報に該当するが、受診日等の情報については、第1号本文の非公開情報に該当するということとはできない。

② 第1号ただし書ア該当性について

本件公開請求に係る対象者のうち教職員を除く職員に関し、市において毎年作成されている職員名簿について、現年度のものが所定の場所で閲覧が可能な状態であるものの、本件対象文書である定期健康診断個人票に記載された職員の氏名は、定期健康診断を受診したという事実も意味するものであるから、現年度の職員名簿の閲覧が可能な状態であることをもって、本件対象文書に記載された職員の氏名までもが、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということとはできない。

したがって、本件対象文書は第1号ただし書アに該当しないものと認められる。

③ 第1号ただし書イ該当性について

本件対象文書に記載された情報について、第1号ただし書イに該当する事情は認められない。

④ 第1号ただし書ウ該当性について

本件対象文書は、職員の一般的な健康状態を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を実施することを目的として実施機関が保有しているものであり、その趣旨に鑑みると、本件対象文書に記載された情報は、職員の人事管理上必要とされる職員個人の健康に関する情報であって、当該職員の職務の遂行に関する情報とはいえないから、第1号ただし書ウには該当しないものと認められる。

⑤ 小括

以上のとおり、本件対象文書のうち、健康診断の結果については、第1号本文の非公開情報に該当するが、受診日等の情報については、第1号本文の非公開情報に該当するということとはできない。

(3) 部分公開について

上記(2)のとおり、本件対象文書のうち、受診日等の情報については、第1号本文の非公開情報に該当するということとはできないと考えられるため、当該情報の部分公開について、以下検討する。

条例第8条第1項は「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除

くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定する。

この規定は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該公文書の全体を非公開とするのではなく、非公開情報に係る部分を削除し、当該非公開情報に係る部分以外の部分について公開することを定めたものであり、同項ただし書については、例えば、公開請求に係る公文書から非公開情報に係る部分を区分して除くと、公開される部分に記録されている情報が無意味な文字、数字等の羅列となる場合等をいうと解される。

そこで、受診日等の情報について検討すると、当該情報は、いつ受診したか、あるいはどのような手段によって健康診断を受診したかといったような健康診断に関する個人の選択に係る情報ではあるものの、受診日は、実施機関があらかじめ定期健康診断受診予定日として設定した日付のいずれかが記載されているにすぎず、また、健康診断の受診方法に係る情報については、職員の氏名、生年月日、健康診断の結果等を被覆した定期健康診断個人票の様式のみ状態においては定期健康診断がなされたことのみが明らかとなるにすぎない。

さらに、本件公開請求に係る対象者の人数はおよそ500名弱であり、受診日等の情報のみで特定の個人が識別できるということとはできないこともあわせ考えると、当該部分のみを公開したとしても、必ずしも有意の情報とまでは認められない。

したがって、当該部分も含めて本件対象文書の全体を非公開とした本件処分は妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年12月10日	実施機関からの諮問
令和4年3月10日	実施機関の弁明意見書を收受
令和4年4月11日	審査請求人の反論意見書を收受
令和5年1月27日（第1部会）	審議
令和5年2月27日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和5年3月20日（第1部会調査手続）	審議
令和5年4月24日（第1部会）	審議
令和5年5月26日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭